

二〇三ミリというように、八日間で七六〇ミリの降雨となった。風力は比較的弱かったが、各河川が増水し、全県下にわたり被害があった。この災害に対して、両陛下より徳島県へ一、三〇〇円の見舞金が出賜されている。この災害で御所村の場合、植木エン外七名が知事より小尾掛料および食料費として、総計三十九円四十八銭が給与されている。

3、明治四十三年九月八日の台風

九月八日の風速は比較的に弱かったが、稲の開花期にあたっていたので稲作に思いがけない被害を与えた。この台風は北々東の風で、本町地方を通過し、雨量は一〇五・七ミリとかなりの大雨であった。

4、大正元年の大暴風雨

九月二十一日室戸岬に上陸後に、北東進して阪神地方に上陸した台風で中心示度七〇ミリ、北東の風一四、四級、A級の台風であった。この台風は、阪神地方に甚大な被害を与えたが、農産物にも大損害を与え、そのため米価が暴騰したほどである。なおこの年は台風の当たり年であり、八月二十四日、十月二日にも台風があり、その都度にかんりな被害を出しているが、この年の土成村では田四十五町四反五畝、畑六町五畝、宅地三反一畝の農作物に被害をうけた。

5、大正六年八月三日の台風

室戸岬に上陸、北上して中心が本町地方を通過した台風で、風速一六、三級の西風の直撃を受けたため、神社の古木の倒伏するものが多く、作物の損害も甚大であった。

6、昭和九年室戸台風

九月二十一日室戸岬に上陸後に北東進した台風で、徳島では最低気圧七

〇六・八ミリ、一五以上の暴風雨が十二時間も続き、最大風速三六・七級を記録した。

強い風のため民家の倒壊も多く、平地・山地をとわず大木の中折れ、倒伏するものが多く、土成村における田畑の損害は、荒地になったもの七町六畝で、作物収穫皆無畑八町となっているが、この台風は北海道を除く日本全土に大きな被害を与えている。

7、昭和十三年九月五日の台風

この台風は中心示度七一五ミリ、牟岐から上陸して徳島の西を通り、北灘に抜けたのであるが、四国近畿の被害が大きかった。本町も中心に近かったため、雨量も多く宮川内谷川は、未曾有の大氾濫を起こして沿岸に脅威を与えた。

8、昭和二十年枕崎台風

九月十七日に九州へ上陸し、瀬戸内海北部を北東進した超大型台風である。本県では十六日遅くより降り始め、十七日夜まで続き、県内一円は雨により相当大きな損害を被った。

9、昭和二十五年ジェーン台風

九月三日に徳島の東海岸から大阪地方に抜けたものであるが、台風通過の三日目に集中豪雨があり、北々西風速二九・二級の風が吹いて、宮川内谷川・九頭宇谷川等町内各河川は大洪水となり、そのうち九頭宇谷川、熊谷川は決壊してその沿岸は大損害を受けた。

10、昭和二十九年の台風

この年八月十八日に台風五号グレイズが九州に上陸、四国を横断して神戸に上陸した。風速二〇級、最低気圧九七七・三ミリであった。

同九月七日十三号台風キャシイが、続いて同月十三日にはジェーンが襲来したが、中でもこのジェーン台風は、稀にみる大きなA級台風のものである。はじめ本邦のはるか南方にあった台風の目は、少しずつ北上をはじめ、そのため九日ごろから海上はうねりが高くなり、雨風を伴って十日ごろから各地に被害が出はじめた。

それがいよいよ十三日早朝、九州南方に近づいたところから、徳島では一五級の風が吹き、十四日の十二時ごろまでおよそ二十五時間連続して吹き荒れ、中心が山口県の北へ出たときは南東の風三二・二級、最低気圧九八五・四ミリに達していた。

この年九月は台風の月で、同月十八日には台風十四号ローナが、引き続き二十六日には台風十五号マリノが来襲したように、昭和二十九年はたびたびの台風により各地は大被害を被った。

11、昭和三十四

年の伊勢湾台風

九月二十六日台風十



九頭宇谷川の大水害

五号（伊勢湾台風）が襲来した。この台風は昭和九年の室戸台風匹敵する大型のもので、本土の全域を暴風圏に巻きこみ、四国と紀伊半島・東海地方を中心とする地域には、特に甚大な被害を与えた。この台風により土成町は明治以来、水害による最大の被害が発生した。すなわち、九頭宇谷川の断城地橋下流の左岸堤防二〇〇級が決壊し、濁流は二下流の吉野川中央橋近くまで達し、数日間湛水した。このため、家屋全壊八戸、半壊五一戸、郡地区を中心とした床上・床下浸水家屋三一五戸、流失農地（砂礫入り）一〇畝、冠水農地一〇〇畝、農産物など総額五、〇〇〇万円に及ぶ被害を出した。

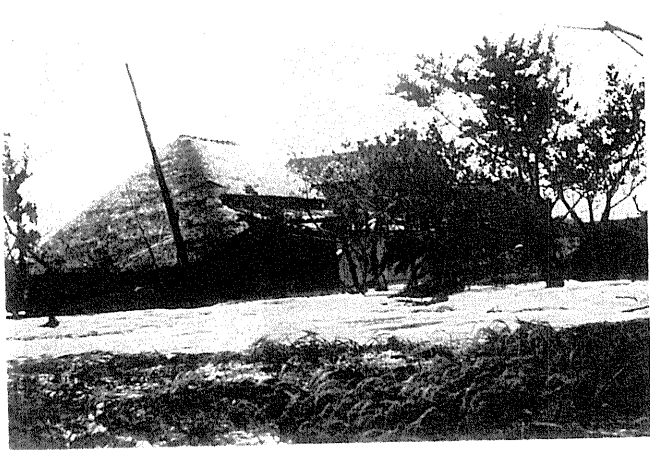
このとき宮川内谷川も大増水し、湾道橋が流失したが、上板地方でも出水の被害が大きかった。そのほか町内小河川も堤防決壊など各所で被害



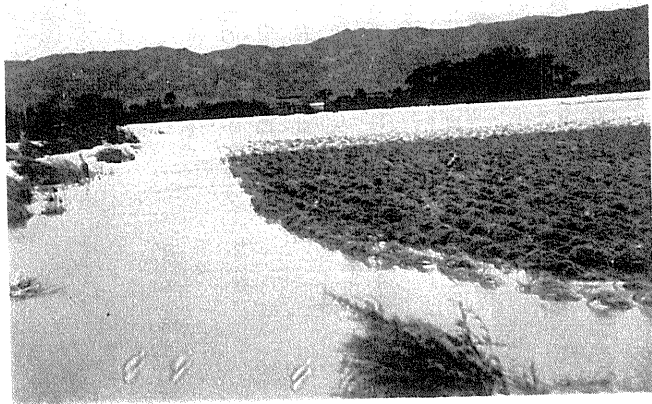
九頭宇谷川左岸堤防決壊現場の惨状

が続出した。この度の九頭宇谷川の堤防決壊による損害は、明治初年以來の町内水害史上最大なものとなった。

水害の事後処理について、少し詳細な説明を加えると、九頭宇谷川堤防危うしの報せと同時に、町内消防団及び地元の人たちが駆けつけて、応急対策を講じたが、力及ばず、堤防は左岸の一部が決壊してしまい、奔流は土砂を伴って、甕城地から郡の方へ向かって怒濤の如く押し出した。消防団員たちは徹夜の救助活動を続けた結果、家屋流失をはじめ大被害を受けたが、幸いにして一人の死傷者も出さずにすんだ。



床上浸水の惨状



南支部一帯の水田に冠水

この災害について県からは、二十七日笠井民生課長ほか係員が状況視察に現場へ来た。

翌二十七日洪水の引き始めるのを待って、堤に土のうを築き、ブルドーザで流出した砂礫を盛り上げるなどの応急修理の作業にかかり、二十八日正午ごろ、漸く溢水を食い止めることができた。

土成町に災害救助法発動

県の風水害対策本部は、九月二十八日午前十時台風十五号で甚大な被害を受けた土成町に対し、昭和三十四年九月二十八日付公付民第四八一七号を以って災害救助法を発令された。本町にこうした災害救助法が発令されたのは、このときが最初である。県対策本部は、日赤県支部の協力を得て、救助物資を送るとともに県の衛生課職員十名が、消毒薬などを車に積んで本町に入り、救助活動を開始した。

また、この浸水で郡地区七〇戸の井戸に濁水が入り、飲用ができなくなったので、前田民二家に依頼して醸造用の樽を借り受け、これに水を入れオート三輪を動員して七日間給水を行った。さらに知事は九月二十八日付民第四八五三〇号を以って、災害救助物資を送り届けた。

品名	全数分	半壊分
毛布	三一枚	二〇二枚
別毛布	四枚	三三枚
夏襦袢	四四着	一
飛騨軍袴	四四着	
靴	一七足	九〇足
手拭	一七本	二七五本
子供服	四着	一六着
ズロース	三〇枚	三二枚
計	一九一点	五四八点

その物資の種類内容は前ページの表のようなものであった。

このような物資の外に、罹災者の応急住宅として、昭和三十四年(昭和三十)六月六日土成町に対し、付民第四九九六号通達により、県厚生労働部長から罹災者の救助措置に関し国に申請したという知らせがあったが、後日下表の交付金を受けた。

応急仮設住宅費	一六〇,〇〇〇
たき出し及食品費	九六,〇〇〇
住宅応急修理費	二〇〇,〇〇〇
輸送費	一九,五〇〇
合計	四七五,〇〇〇

さらに、アメリカ合衆国から寄贈の小麦粉総数量二、一五五袋、県および日赤からの義捐金三〇五、五〇五円の交付があり、これを町内の罹災者に配付した。

大被害発生の原因

この度の九頭宇谷川大被害発生の原因は、明治の中期にさかのぼる。

九頭宇谷川は、藩政時代以前から明治中期ごろまでは、現在のような天井川でなく、川底は低く堤防の外側は藪や林で囲まれていた。この谷川は集水面積の広い割合に川幅は狭小であったから、増水すると自然に堤防を越えて、藪や林へ溢れたが、大した被害が出なかった。このたびのように十町歩もの田畑が流失するなどは、考えられないことであった。それを証明するものにつきのような史料がある。

〔史料〕

乍恐奉願上覽

足洗

一 中田六畝拾歩 高七斗六升

同所

新六 ㊦

一 下田式畝拾六歩 高三斗八升

西川原

喜七郎 ㊦

一 下田七畝九歩 高五斗

同所

幸太 ㊦

(古川家文書)

この史料は、天明二年(一八一)に、九頭宇谷の洪水で、田地に砂が流入し、百姓が年貢を免除してもらうため代官所へ検分を願ひ出した書類である。堤防が切れ土砂が流入したのに、僅かに三反歩(二〇町)余りの被害に過ぎない。現在の九頭宇谷川の堤防が決壊した場合、そんな小さい被害ではおさまらないであろう。少なくとも、この度の伊勢湾台風程度の損害の発生は必然である。つまり、この当時の九頭宇谷川は、天井川ではなかったといえよう。

九頭宇谷川が天井川となった原因は、長い年月の間に出水のたびに上流の土砂を運んできて堆積したのであるが、最も大量の土砂を流出したのは明治二十二年(一八八)九月八日の鈴川山の大崩壊である。

この崩壊した大量の土砂を、壱原谷から鈴川谷を通して運び、九頭宇谷川の downstream に堆積し、急速に天井川化したのが最大の原因で、この度の大水

害の速因である。

それでは、この度の被害発生の原因は何であろうか。九頭宇谷川の護岸工事は、上流と下流より着手し、中間地区が残っていたのである。つぎの史料の陳情文中にあるように、「被害の原因は、本河川の上流部が改良せられ降雨に際しては鉄砲水が下流に奔流し、その為天井川改良地区の破壊を来たした」のである。

これが最大の近因である。その後、町当局は堤防の改修を速やかに進めるよう、上級官庁にたび重なる陳情をなし、現在では九頭宇谷川兩岸堤防の改修工事は一応完了している。

流失耕地関係の復旧についても関係官庁に陳情の結果として、総事業費で二百二十三万三千円、その内訳は国庫補助金が百一十一万六千円、地元負担金百一十一万七千円という予算で昭和三十六年(丙)三月三十一日に工事が完成、もとの水田によみがえった。

〔史料〕

陳情書

一、陳情の要旨

九頭宇谷の決潰箇所を含めて未改修の地域の全面的改修と浦池砂防ダムの増強を早急に実施して戴くよう懇願致します。

一、陳情の理由

九頭宇谷川は源を阿讃山地に発し、九つの谷を抱擁して土成町中部豊沃なる地帯を縦断し吉野川に流入している荒れ川天井川でありまして上流部の山地は老朽した和泉砂岩層により形成され山崩の発生しやすき地質であり、過去十回に亘り大崩壊を来し、その土砂流の為幾多の大被害をもたらしたる事は、歴史の示す所であります。私達住民は此の谷川と取り組んで過去幾十年間洪水と戦ったのであります。

今般来襲した伊勢湾台風の影響を受けこの九頭宇谷は下流に於て左岸二百餘拾米の大破堤を招来し家屋の倒潰耕地及農作物の埋没流失床上浸水等の大被害を蒙り住民困惑其極に達した次第であります。

是等の被害の原因は本河川の上流部が改良せられ降雨に際しては鉄砲水が下

流に奔流し、その為天井川の未改良地区の破堤を来たしたのであります。

此九頭宇谷川の全面的な改修こそ熊眉の急を要する所であり、関係住民の熱望と苦慮にたえない次第であります。

未改修地区は今回破堤した地区より上流七百米の間で屈曲甚だしく護岸の設備もなく只竹藪の群生しているに過ぎない軟弱な土砂堤にて、防災上殊に憂慮にたえない次第であります。

此際是非早急に上流に存する小規模の浦池ダムの拡大増強と此未改修地帯の全面的な改修工事の施行により、堅牢なる護岸の築造を願ひ洪水時に於ても関係住民が安心して生活出来ますよう格段の御厚配を懇願致す次第であります。

昭和三十四年十月二十五日

板野郡土成町長 寺井鶴太
土成町議会議長 松野昇一
土成町土木委員長 池尻絵一

12、昭和三十六年第二室戸台風

九月十五日より降り続いた豪雨は、翌十六日には雨量四八〇mmを越え、徳島市付近を通過して阪神にぬけたA級台風であった。このため吉野川支流九頭宇谷川瓶城地橋地点における水位は二・四mとなり、警戒水位を大きく突破し、瓶城地橋土流敷力所の堤防は決壊寸前の危機に立ち至った。

本町では水防管理者(町長)の出動命令のもとに全町あげて出動、九頭宇谷川の左岸、右岸に土のう五〇〇俵を積み、防備態勢を整え嚴重な警戒をした。同日十二時ごろには風速五〇mとなり、水量もさらに増し、各所

にわたり、決壊の恐れが濃厚となり、団員はこのような状態の中で決壊箇所、木流し作業(しぶしという)を実施して堤防決壊の予防措置をとったが、五〇mの風速と間断なき豪雨のため水勢が増し、木流しの鉄線が切れて流出し、代わりの木流しを投入せんとした分団員(成三)の掘秀正が、その鉄線にからまりしぶしとともに濁流にのまれて殉職するというアクシデントが発生した。

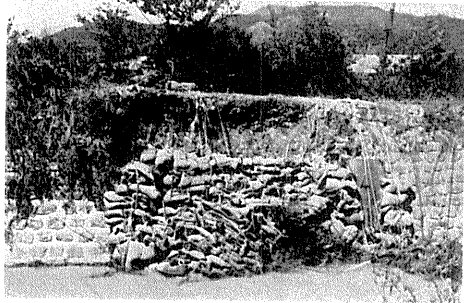
このように水防団員の一致協力によって、九頭宇谷川も決壊には至らなかったが、各所で決壊して惨憺たる状態となり、これが契機となって、住民の間に完全改修が望まれるようになった。

13、台風二十三号・二十四号と集中豪雨

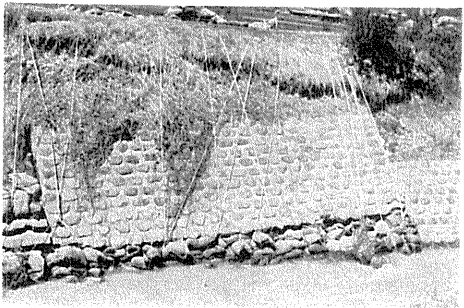
昭和四十年(乙)九月十三日から同十七日までに、台風二十三号が高知県に上陸し、本県では最悪のコースとなり、午前九時には最大瞬間風速六七



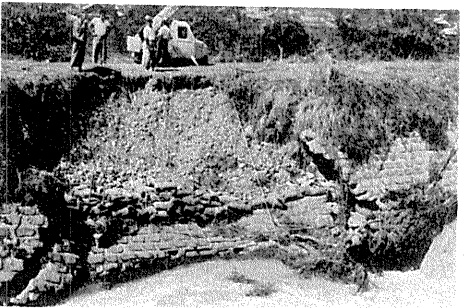
大場橋下流護岸崩壊



崩壊防止の応急措置



えぐられる護岸

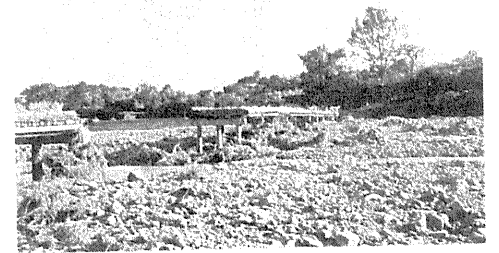


くずれ去った護岸

・五mを記録し、徳島県地方気象台開設以来の暴風雨となり、県下各所に大きな被害を出した。その上に重ねて二十四号台風が来襲し、集中豪雨をもたらしたので河川は未曾有の水高となり、そのため、九頭宇谷川は、いたる所で岸が



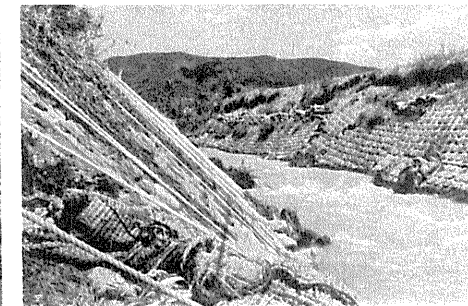
すさまじい水勢



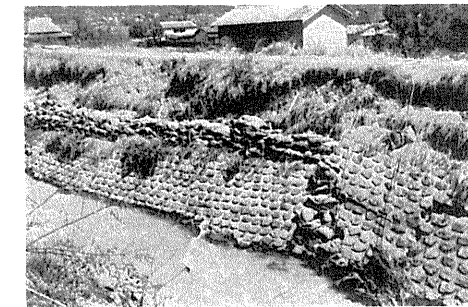
神田橋の流失



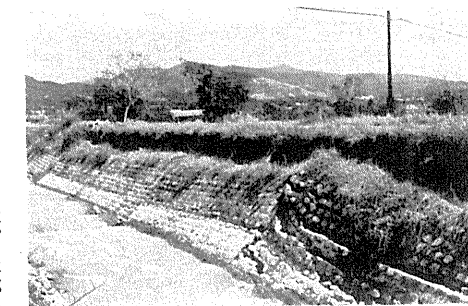
無残な崩壊護岸



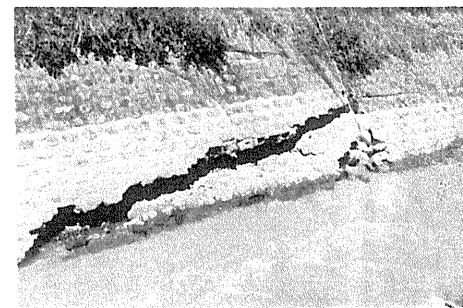
水位がさがったあとの無残な姿



困難な応急措置



堤防は決壊寸前



大き裂を生じた護岸



九頭宇谷川の決壊の全容

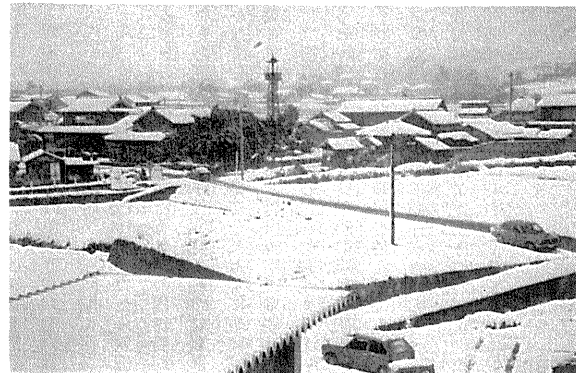
浸食して、危険状態となったので、土成町では役場に水防本部（本部長大野孔太郎）を設置して、成当・相尾・郡など地元の消防団（水防団）員は警戒配置にしていたが、それでも不十分なため、町内の各分団員・地元住民の応援を求め、暗夜に降りしきる大雨の中で、数千におよぶ土嚢を用意し補強したり、しぶし（木流し）を入れて堤防を護った結果、奇跡的に決壊は免れたが、減水してみると、その荒廢は甚だしく、一日も放置することはできない状態となっていた。叭は水防用として六〇〇袋ぐらい、土成町で常備していたが、とても足りないもので、土成農協・川島土木事務所から取り寄せ、遂には暴風の中をダンブカーで小松島市内の倉庫まで取りに行き土嚢を縛るロープは、土成町はもとより吉野町・鴨島町内の荒物屋から在庫品を買い集めてくるという苦勞をしたのである。

通常災害復旧というと、三、四年の継続事業として取り上げられるというところであるが、今回の九頭宇谷川の被害は、決壊こそしなかったが、ど

の部分をとっても、程度の甚だしいこと、範囲の広いことで、全く慄然とするものであるだけに、是非短期間の内に全体の工事を完成してもらわなければならぬ状態であった。このとき、徳島県知事選挙の最中であり、候補者応援にかけつけた中央の要人を現場へ誘導して、陳情を繰り返した結果、後日住民の要望が叶えられ、短時日のうちに復旧工事が完成して、地元的不安が解消できたことは不幸中の幸いであった。

14、大 雪

昭和四十三年（乙）三月、節分も過ぎ春の訪れがあってもいい季節となったにもかかわらず、連日のように最低気温が平年より三度も低く、氷点を割



町役場付近の雪景色

る日も多いという冷え込みようで、そのうえ北西の季節風もしばしば豆台風並みの威力をふるっていた。そのうえ、雨量は平年の三分の一もなく、空気は乾燥していて、異常乾燥注意報はほとんど出っぱなしの状態の中で二月十四日夜半から十五日午後にかけて、雨をともなった西の風は、最大風速二八・九級の暴風となった。この雨が十五日明け方から雪に変わり、県下全般にわたり豪雪となった。このため県下の国鉄、バス、船便、空便とも完全にストップ、交通機関は完全にマヒした。また電灯も県下で七割が消え、電話の不通も相次ぎ、学校は臨時休校したが、雪は夕方になっても止みそうもなく、二十一時間も降り続き、県西部では積雪一層に達した。

季節遅れのこの雪は、氷結度が悪く水気の多いネットリとした雪質となっていたため、電線にさえ、うず高く降りつもり、その重みで電線が切れたり、電柱が折れるという被害が非常に多くでて、県下一円に停電し、この復旧には一週間以上を要した。また園芸用のビニールハウスは、その荷重のために倒壊するものも多かった。

このとき、でき上がったばかりの水道は、停電のため急拠予備のディーゼルエンジンを駆動して、給水し続けたために町民に喜ばれた。しかし、その陰には二カ所の機械室には未だ油の準備もできていない時期であったので、売り惜しむ業者を説得し、入手した油を、雪の中を転がして運び込み、職員が連日手分けで、震えながら昼夜の別なく機械にしがみつくとこの苦勞があったのである。

15、台風二十号

昭和四十七年（乙）九月十六日、台風二十号は午後六時に、紀伊半島へ上陸し、本県は午後五時暴風圏に入り、一五時前後の風と横なぐりの雨で吹き荒れ、そのうち河川は増水し各地に浸水・道

路決壊などがあいつぎ、大きな被害を受けた。

本町においては、台風が接近した十六日の総雨量は二二一^ミに達し、宮川内の平間で、午後四時から一時間に四二・五^ミ、同五時から一時間に五^ミの激しい雨に見舞われ、このため鉄砲水が、どっと木材や砂を巻きこんでダムへ流入した。たくさんの浮游物が水量調節用のゲートにからまつたため開閉操作中の午後六時ごろ、電動装置のヒューズが切れて自由が効かなくなり、午後七時ごろには見る間に、水位が上昇し、高さ三六^ミの堤頂まで達し、溢れる水はダムの左側を走る国道三一八号線から下流へ流れた。そのため管理事務所へも浸水するという事態が発生したので、さっそく消防団(水防団)や管理所の職員に感電の恐れが出たため、メインスイッチを切り、自家発電装置も使えなくなった。その後には職員が濁水の中を堤の中央部にあるゲート操作室へたどりつき、午後九時ごろやっとゲートを上げ始めたが、電動だと三分で五〇^ミ上げる能力があるが、手動では三〇分間で五^ミしか上げられず、十分放水して安全水位にもどすのに非常に手間どった。

16、あっ!!ダムが溢れる

—上板四町避難命令で大騒ぎ—

昭和四十七年(一)九月十六日午後七時ごろ、土成町の宮川内谷ダムの放水ゲートが故障、ダム決壊の恐れありということで、板野郡内の流域住民に避難命令が出されて騒ぎとなった。土成町では土成中学校を指定して、主として宮川内谷川沿線の住民約百戸(おおよそ四百人)に対して有線放送を通じて至急避難するよう呼びかけた。このとき吉野町でも八時三十分同町北原姥御前の住民百八十戸(七百人)に向かって、隣保館へ避難するよう指示した。

上板町でも、西分・小路地区三百戸(九百人)に東光小学校へ、さらに板野町では八時五〇分、同町西中富・下庄・高林・古城等三百五十戸(千人)に最寄りの公共機関で安全な場所に避難するよう指示するなど、上板四町は暗夜に暴風雨の中で大騒ぎをしたが、堤の決壊は免れ大事に至らなかった。土成町では、夜半ということもあり、土成中学校へ避難したものは、老人と子どもが十数名いただけであった。